

第86号 平成30年7月18日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号

剛堂会館ビル3階

TEL&FAX (03) 3263-2440

平成30年度通常総会を開催 - 札幌 -

衛生検査所業公正取引協議会の第34回通常総会が、去る5月25日（金）、札幌市の『札幌グランドホテル』において、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き盛大に開催された。同総会では、平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画案・予算案等の議案に続き、役員改選期になることから新役員案も上程され、それぞれ提案のとおり承認された。



総会の議長には砂金悟（北海道地区協議会・エスアールエル）が選任され、議事審議が行われた。

【議事審議の概要】

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算報告に関する件

事業報告では、「公正競争規約解説書・諸規程集」の改訂版を20年振りに発行し、各地区公取協の説明会で活用して規約への理解促進を図ったことなどを報告した。決算報告については、新井孝志監事から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認された。

第2号議案 平成30年度事業計画案及び予算案に関する件

事業計画案では、規約違反の未然防止のための研修会の開催など従来からの事業のほか、3



総会で挨拶する江川会長

種真空採血管以外の容器類についても、無償提供が禁止されていることについて関係者の理解を深めるための説明用パンフレットやリーフ

レットの改訂版を作成するとともに、定期的に改善状況のフォローアップを行うなどの新規事業について提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された。

第3号議案 役員選任に関する件

事務局が、本年度は役員改選期にあたり、新たな役員選任が必要であると説明。基本的に公取協の役員は、母体となっている日衛協の役員に合わせるという方針の下で選任してきているところであり、今回も日衛協の役員に一部公取協のみの役員を追加する形で選任することについて提案説明し、提案のとおり承認された。任期についても日衛協と同様に、平成32年5月の通常総会終結時までとした。なお、専務理事には、昨年常務理事を務めていた近藤功治氏が選任された。新役員名簿は3面に掲載。

すべての議案審議が終了し、久川芳三副会長が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

公正取引委員会 北海道事務所 今井取引課長が祝辞

公正取引協議会の第34回通常総会が、「ライラック」が咲き誇り、香り漂う北の大地北海道・札幌市に359名（含む委任状）が集い開催された。

総会には、公正取引委員会から北海道事務所長の代理で今井啓介取引課長が来賓として出席し、祝辞を述べ、衛生検査所業界に期待を寄せた。



祝辞を述べる今井取引課長

来賓挨拶で今井取引課長は、「公正競争規約の遵守と適切な運用は、事業者や消費者にとって、自主的で合理的な商品選択を行う上で大変有益です。」「過

大景品の規制は、違反事案の迅速な処理は当然なこととして、事前の未然防止のための活動も重要です。そのために行う法令説明会や事前相談への対応は、行政機関だけでは限界があります。業界の皆様が公正競争規約の適切な運用は必要不可欠であり、未然防止のための取り組みとして大きなウエイトを占めています。」と述べて公正取引協議会の活動に期待を寄せるとともに、併せて、現在、公正取引委員会が取り組んでいる「中小企業に不当に不利益を与えるような不公正な取引に対する厳正かつ効果的な対応を行う」、「政府規制や公的制度について、公正かつ自由な競争を維持・促進する観点からその見直しに向けた調査・提言を行う」などの施策への理解・協力をいただきたいと述べ、「今後の公正取引協議会の益々の発展と会員の皆様のご活躍を祈念します。」と挨拶した。



大通公園にて

◆◆ 平成30年度事業計画 ◆◆

第34回通常総会において平成30年度事業計画が、提案の通り承認された。

衛生検査のデータは、一般消費者（患者）に提供される医療サービスの内容を左右する重要な要素の一つであることに鑑み、会員が一丸となって規約の遵守を徹底し、公正な競争の維持・促進を通じて医療サービスの健全な発展に寄与していくことが求められている。

こうした中であって、今年度は、医療機関はもとより一般消費者からの信頼を高めていくために、また、規約の遵守が経営の健全化に寄与することからも、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指して、次の諸活動を中心に取り組んでいく。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的取組

- (1) 会員向け研修会・説明会の実施
- (2) 個別事前相談への迅速な対応

2 3種真空採血管以外の容器類の無償提供禁止に関する積極的な取組

改善状況のフォローアップを行うとともに、改善活動を行う際に使用する改訂版パンフレット、リーフレットの作成

3 規約違反事案等に対する調査

規約違反の拡大防止のため、会員に対し情報提供を呼びかけ、違反行為に係わる情報があった場合には迅速に処理

4 会員向けの広報活動

- (1) 公取協ニュースの発行
- (2) 公取協ホームページの充実
- (3) Q & A集の拡充

5 対外的な広報活動等

ホームページの拡充、医療関係業界誌等への広告掲載等を通じて、医療機関、非会員等へ規約の周知徹底

6 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省との連絡を密にするとともに、医療関係4公取協の連携を図ることによる規約の適正な運用

7 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

8 組織の拡大・強化

◇◇◇ 公正取引協議会役員名簿 (平成30・31年度) ◇◇◇

(平成30年5月25日～平成32年5月総会)

役職	氏名	所属
会長	江川 洋	(株)シー・アール・シー
名誉会長	伊達 忠一	札幌臨床検査センター(株)
副会長	上岡 千介	(株)LSIメディエンス
副会長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副会長	近藤 健介	(株)ビー・エム・エル
副会長	*佐藤 和宏	(公社)宮城県医師会
副会長	*東 俊一	(株)エスアールエル
副会長	松原 宣正	(株)ファルコバイオシステムズ
専務理事	*近藤 功治	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	吉武 三男	衛生検査所業公正取引協議会
理事	相徳 正俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
理事	砂金 悟	(株)エスアールエル
理事	大藪 正樹	(一社)京都微生物研究所
理事	岡内 伸介	(株)四国中検
理事	*小川 眞史	(株)エスアールエル
理事	金村 茂	衛生検査所業公正取引協議会
理事	久川 聡	(株)保健科学研究所
理事	楠 智	(株)LSIメディエンス

役職	氏名	所属
理事	久米 大輔	(株)キューリン
理事	小林 仁	(株)江東微生物研究所
理事	佐守 友博	(株)日本食品エコロジー研究所
理事	下川 絹次郎	(株)サンリツ
理事	竹林 伸二	(株)大阪血清微生物研究所
理事	田中 雅和	(株)京浜予防医学研究所
理事	近本 陽一	(株)福山臨床検査センター
理事	寺岡 重樹	(株)メディック
理事	橋本 充	(株)江東微生物研究所
理事	平田 隆志	(株)北陸シーピーエル
理事	広田 周一	(株)近畿予防医学研究所
理事	*松本 誠	(株)エスアールエル
理事	*森田 宗一郎	(有)久留米臨床検査センター
理事	横山 強	(一財)総合保健センター
監事	新井 孝志	(株)日本医学臨床検査研究所
監事	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
監事	早川 吏	(株)早川予防衛生研究所

*は新任 (理事：32名、監事3名)

運営委員会委員の選任

総会後に開催された平成30年度第2回理事会において、平成30・31年度の運営委員16名が選任された。なお、委員長及び副委員長は7月25日開催予定の平成30年度の第1回運営委員会において決定される予定。

平成30・31年度 運営委員会委員名簿

	氏名	所属
担当副会長 委員長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副委員長	小林 仁	(株)江東微生物研究所
副委員長	大井 典雄	札幌臨床検査センター(株)
委員	佐藤 英司	(株)江東微生物研究所
委員	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
委員	松本 誠	(株)エスアールエル
委員	広瀬 正明	(株)ビー・エム・エル
委員	土橋 広幸	(株)エスアールエル

	氏名	所属
委員	寺岡 重樹	(株)メディック
委員	相徳 正俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
委員	小林 広明	(株)福山臨床検査センター
委員	増元 秀之	(株)四国中検
委員	児玉 泰光	(株)キューリン
委員	渡部 公	(公社)宮城県医師会
委員	横地 常広	(一社)日本臨床衛生検査技師会
委員	深澤 恵治	(一社)日本臨床衛生検査技師会

(委員長及び副委員長は候補者)

29年度定期調査の結果

規約違反行為があった場合には、「規約違反措置基準」に則り措置をとることとされている。

平成29年度においても「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求める調査を実施した。調査票は、会員会社本社に設置している「公正競争規約運用責任者」宛にEメールにより送付し、社内の全営業所分の情報の取りまとめを依頼した。

調査の結果は次のとおりであった。

- ①調査票の発送日 平成29年8月1日
- ②回答締切日 同年8月31日
- ③調査対象 全国の会員108社
- ④回答 102社
- ⑤調査結果 2件の情報提供

2件の情報は、いずれも3種真空採血管以外の容器類の無償提供に関するものであったが、既に取引が終了していることから、個別具体的な調査は行わないこととした。

特別調査の実施

前記29年度の定期調査結果のとおり、無償提供が禁止されている容器類のうち、3種真空採血管以外の容器類については未だ規約の完全遵守には至っていない状況が見受けられた。

そのため、今後の規約の適正な運用に資するため、自社における3種真空採血管以外の容器類の無償提供状況について自主的に報告を求める実態把握調査を実施した。

定期調査と同様、会員各社の「公正競争規約運用責任者」宛てにEメールにより調査票を送付した。調査の結果は次のとおりであった。

- ①調査票の発送日 平成29年11月28日
- ②回答締切日 同30年1月12日
- ③調査対象 全国の会員111社
- ④回答 97社
- ⑤調査結果 総取引先数108,793

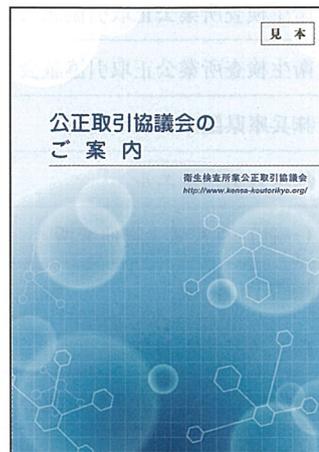
件のうち、31,678件の医療施設等に無償提供(29.1%)

この調査結果を踏まえ、平成30年度においては、具体的改善活動に取り組んでいくこととした。

改訂版パンフレット及びリーフレットの発行

3種真空採血管以外の容器類についての無償提供改善活動の一貫として、会員が取引先医療機関に対して、原則として容器類の無償提供が禁止されていることの説明用資料として、衛生検査所業公正取引協議会全般について紹介した13ページものパンフレット「公正取引協議会のご案内」及び公正競争規約で禁止されている事項のみを紹介した両面刷り1枚ものリーフレットの改訂版を発行することとした。

会員各社に必要な部数を確認した上で印刷発注する。なお、発行は、8月5日の事務所移転後を予定している。



改訂版パンフレット

改訂版リーフレット



新会員の紹介

5月25日開催の理事会において、次の2施設の入会が承認された。これにより現在の会員数は373名となった。

- ① エスアールエル杏和総合医学検査センター (西宮市)
- ② 日本医学臨床検査研究所大阪中央ラボ (大阪市)

▶ 医療関係 4 公取協連絡会議の開催 ◀

去る3月1日、医療関係4公取協連絡会議を当協議会会議室において開催した。

連絡会議は、医療機関等向けの景品制限規約を設定している当衛生検査所業、医療用医薬品製造販売業、同卸売業及び医療機器業の4公取協で構成し、規約運営の連携及び参考とするため、輪番制幹事により毎年1回開催している。

会議には、消費者庁から表示対策課の猪又健夫規約担当課長補佐、荻野舞規約第一係長、公正取引委員会から取引部取引課の植木正樹規約担当課長補佐、石綿修企画調査係長及び各公取協の担当役員合計25名の出席があった（当公取協からは、久川副会長・運営委員会委員長、小林運営委員会副委員長、事務局から金村専務理事ほか3名が出席した。）。

まず、消費者庁から景品表示法違反への対応状況について、法的措置である措置命令件数が増加しているとし、課徴金納付命令事案やその他の主要な違反事例についての説明があった。公正取引委員会からは、最近の取り組み事例として、①公立中学校における制服の取引実態調査、②第四銀行と北越銀行の共同株式移転に関する審査結果、③大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査結果などの説明があった。

次いで、各公取協から活動状況と懸案事項についての報告があり、引き続き活発な意見交換が行われた。当公取協からは、①規約設定後の規約施行規則の変更等を踏まえ20年振りに規約解説書の発行を行ったこと、②無償提供が禁止されている容器類のうち、未だ遵守状況が完全なものになっていないと思われる3種真空採血管以外の容器類について、今後、完全遵守に向けて積極的に取り組んでいくことについて説明を行った。

● 公取協連合会の総会開催 ●

78業界の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の平成29年度定時総会が、6月11日、東京霞が関の霞が関ビルの「東海大学校友会館」において開催された。

関係行政機関と連携した景品表示法や公正競争規約制度の普及啓発、公正競争規約制度の適正な運営への取組などの新年度事業計画や、所属公取協の役員変更に伴う連合会役員補選が行われ、長榮周作氏（全国家庭電気製品公正取引協議会会長）が新しく連合会会長に選任されるなど、予定の議案がすべて承認された。

来賓として出席した消費者庁の大元慎二表示対策課長からは、情報提供が年間1万件を超え、景品・表示についての消費者の関心が高くなってきており、迅速処理、厳正な法執行を心掛けている。公取協の皆様には違反行為の未然防止に努めていただいている。景品表示法を運用する上で公取協の活発な活動が欠かせない。また、公正取引委員会の佐久間正哉 官房参事官からは、公正競争規約をはじめ関係法令の遵守についての活動も引き続きお願いしたい。などと連合会及び会員公取協の活動に期待している旨の挨拶があった。



公取協連合会総会

景品表示法違反事件処理状況

○平成29年度（6月15日 消費者庁発表より作成）

事件の内容	消費者庁による処理				都道府県 による処理
	措置命令	指 導	合 計	課徴金	措置命令
表示事件	50 (27)	165 (127)	215 (154)	19件 39,153万円	8 (1)
景品事件	0 (0)	14 (11)	14 (11)		0 (0)
合 計	50 (27)	179 (138)	229 (165)		8 (1)

注 ①消費者庁長官及び都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、行為の差し止め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。

②「指導」の「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。()内は平成28年度。

③「課徴金」は表示事件のみが対象になる。

○参考事例

過大景品について措置命令が行われた事案はないので、不当な表示についての措置命令の概要を次のとおり例示する。

(ア) 事実の概要

A社は、平成29年3月頃以降「トレビーノ302F」と称するポット型浄水器の箱に交換用カートリッジ3個入りの箱を接着させ、二つの箱を一体化させた「トレビーノ302Fメガ盛りパック」と称するポット型浄水器及び交換カートリッジのセット商品を一般消費者に販売するにあたり、商品パッケージにおいて、次のとおり記載することにより、あたかも、カートリッジが合計5個入りであるかのように表示していた。

- ・商品パッケージの天面にあっては、本体箱に「カートリッジ1個付」と記載するとともに、カートリッジ箱に「カートリッジ4個入」と記載
- ・商品パッケージ前面にあっては、本体箱にカートリッジ1個が装着された本件ポット型浄水器の写真を掲載するとともに、カートリッジ箱に「カートリッジ4個入」と記載

実際には、本件商品は、カートリッジが本体箱に1個、カートリッジ箱に3個の合計4個入であった。

なお、カートリッジ箱のふたフラップに「●こちらのパッケージはカートリッジ3個入です。残りのカートリッジは本体パッケージに1個同梱しております。」と記載していたが、前記の表示と同一視野に入る箇所に記載されたものではなく、カートリッジの個数に関する一般消費者の誤認を解消するものではなかった。

(イ) 命令の概要

- ①対象商品の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知すること
- ②再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること
- ③今後、同様の表示を行わないこと

平成 29 年度独占禁止法違反事件処理状況

(平成 30 年 5 月 23 日 公正取引委員会発表より作成)

○排除措置命令等の状況

独占禁止法違反を認定して排除措置命令を行ったものは13件であった。違反行為類型、及び課徴金納付命令金額は以下のとおりである。

行為類型		排除措置命令等	課徴金額(罰金調整後)
私的独占		0件	0万円
カルテル	価格カルテル	1	107,616
	入札談合(官公需)	5	77,065
	受注調整(民需)	5	4,529
不公正取引	差別取扱い	1	—
事業者団体	事業者数の制限	1	—
合計		13	189,210

この他に、違反を認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していたので、事案の概要の公表のみ行ったものが1件、また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかったが、違反の疑いがあるとして警告・公表を行ったものが3件ある。

○刑事告発の状況

J R東海が発注するリニア中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、競争見積参加者4社及びこのうちの2社でJ R東海が発注するリニア中央新幹線建設工事の受注業務に従事していた者2名を検事総長に告発した。

告発の理由として、公正取引委員会は、①4社は我が国を代表する総合建設業者、②本件対象工事の規模が大きい、③4社は過去にも独占禁止法違反による刑事罰・行政処分を受けている、④本件対象工事は全国新幹線鉄道整備法に基づく建設工事であり、財政投融资による貸付対象とされていることを挙げている。

○不当廉売事案の状況

食品スーパーを営む小売業者2社が、愛知県犬山市所在の店舗において、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等を1円で販売し、周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせたおそれがあるとして、2社に対して「警告」した。

この他、酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対しては、ガイドラインに基づき迅速処理(廉売行為が市場に及ぼす影響が大きくなる前に対処するとの観点から、申告を受けてから2か月以内に処理)を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」したものが457件あり、その内訳は次のとおりである。

業種	酒類小売業	石油製品小売業	家電製品小売業	その他	計
注意件数	96	352	4	5	457

○参考事例【排除措置命令事案】

個人防護具(防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病原体等に暴露することを防止するための個人用の道具)の販売業者3社が、東京都が新型インフルエンザに対応するための備蓄用として、平成27年度に一般競争入札により発注する個人防護具について、販売業者のうちの1社とそれ以外の2社が、それぞれ複数の入札参加者を定め、いずれの側の入札参加者がいくらかで受注するか、また受注する側が他方の側から一部の製品を購入することを条件に受注予定者が受注予定価格で受注できるように協力する旨を合意していた。【入札談合】

Q & A

Q 医療機関等に直接景品類を提供するのではなく、第三者を経ての景品提供、いわゆる「間接提供」については、公正競争規約上どのように考えればよいか。

A 医療機関等から受託した検査会社が、例えば、検査を再委託している検査センターに対して景品類を供与し、これを医療機関等に提供する場合、又は再委託している検査センターが医療機関等に提供することを知りながら再委託先検査センターに景品類を供与する場合は、医療機関等から検査受託した検査会社が医療機関等に対して景品類を提供したことになります。

公取協事務所の移転

公取協事務局が現在入居している千代田区紀尾井町の剛堂会館ビルが建て替えになることから、一般社団法人日本衛生検査協会と同時に事務所を移転することになった。

移転は8月4日（土）及び5日（日）を予定している。

【移転後の住所と電話番号】

〒112-0004
 東京都文京区後楽2-3-28
 K. I. S 飯田橋 2階
 TEL/FAX 03 (5805) 0250



- JR 総武線 飯田橋駅 東口 徒歩5分
- 東京メトロ有楽町線/東西線/南北線 飯田橋駅 A1・B1出口 徒歩5分
- 都営大江戸線 飯田橋駅 C2・C3出口 徒歩2分

編集後記

ひと頃「百年プリント」、「百年住宅」というキャッチコピーの広告があった。今や人間までが「人生100年時代」という世の中になり、人間も日頃からの健康チェック、メンテナンスにより長寿が可能になってきた。こうした状況を踏まえて社会保障制度、働き方改革が真剣に議論されている。

最近、「PPK」という言葉を耳にした。TTPの聞き間違いかと思ったら、「ピンピンコロリ」の略語と知った。誰もが一番望んでいる最後の様である。疾病の重症化を防止し、健康寿命をできるだけ伸ばしPPKを可能にするのが医療であり、我々の衛生検査業界もその一翼を担っている。

超高齢化社会になって衛生検査の需要は伸びると予想されるが、不当な景品提供や不当廉売などのない公正な競争により、業界が健全に発展していくことが求められている。(吉)